

大分県報

令和八年
号外（三二）
三月三十一日

（火曜日）

目次

公安委員会規則

大分県警察署協議会に関する規則の一部改正……………一

公安委員会告示

乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意……………四

警察本部訓令

警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正……………四

大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の一部改正……………五

大分県警察における処務に関する訓令の一部改正……………五

職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正……………五

警察官の昇任試験等に関する規程の一部改正……………五

大分県警察における巡査長の選考に関する訓令の一部改正……………六

大分県警察本部長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正……………六

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程等の一部改正……………六

事務職員等の昇任選考考査等に関する規程の一部改正……………七

大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………七

○公安委員会規則

大分県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県公安委員会委員長 久 家 里 三

大分県公安委員会規則第3号

大分県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

大分県警察署協議会に関する規則（平成13年大分県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（委員の委嘱）

第3条 公安委員会は、協議会が置かれた警察署の管轄区域内に住所、勤務地又は事業所その他活動拠点となる場所を有する者で、委員の職務を遂行するに足りる人格、識見等を有し、当該警察署の管轄区域の治安について関心を有するものの中から、委員を委嘱するものとする。

2 委員の委嘱は、別記様式第1号の委嘱状を交付して行うものとする。

（委員の解嘱）

第4条 公安委員会は、大分県警察署協議会条例第3条第4項の規定により委員を解嘱しようとするときは、当該委員に対し、あらかじめ、その理由を通知して、弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の規定による通知は、別記様式第2号の弁明通知書により行うものとする。

3 委員の解嘱は、別記様式第3号の解嘱通知書を交付して行うものとする。

別表の次に次の3様式を加える。

別記様式第1号（第3条関係）

委 嘱 状

殿
警察法第53条の2第3項の規定により 大分県 警察署協議会委員 に委嘱します。
委嘱期間 年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日 大分県公安委員会 印

別記様式第2号（第4条関係）

(表)
弁 明 通 知 書

大分県警察署協議会 警察署協議会委員を解嘱する予定であるので、大分県警察署協議会 に関する規則第4条第1項の規定により弁明の機会の付与を下記の とおり行います。		大 公 委 第 年 月 日 殿 大分県公安委員会 印
弁明の件名	記	
解嘱の原因となる事実		
弁明書提出	弁明書の提出先	
	弁明書の提出期限	
口頭弁明	出頭場所	
	出頭日時	

弁明の機会の付与に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

別記様式第3号 (第4条関係)

解 嘱 通 知 書

様

大分県警察署協議会条例第3条第4項の規定に基づき、次の理由により大分県警察署協議会委員を解嘱しますので通知します。

【理由】

年 月 日

大分県公安委員会

印

【教示事項】

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書を提出する場合は、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事実についての意見を記載して提出してください。
- 2 口頭による弁明をする場合は、出頭日時に出頭場所に出頭して、次の者に対し、弁明を行ってください。
なお、口頭による弁明に代えて、弁明書を提出することもできます。

弁明を聴取する者	所属	
	職名及び氏名	
連絡先		

- 3 口頭による弁明の機会の付与を行う場合において、あなたが病氣その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、弁明の日時の変更を申し出ることができます。
- 4 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 5 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人を選任した旨の届出書に弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書の写しを添付して公安委員会に提出してください。

その他	100万円以上 1,000万円未 満	100万円未満	200万円以上	—	全額	に改め、
-----	--------------------------	---------	---------	---	----	------

同部の使用料及び賃借料の項中「80万円」を「150万円」に改め、同部の原材料料費の項及び備品購入費の項中「160万円」を「300万円」に改め、同部の負担金補助及び交付金の項中「100万円」を「200万円」に改め、同部の扶助費の項中「160万円」を「300万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第5号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

大分県警察本部長 平 松 伸 二

別表第1の16の項の区分の欄に次のように加える。

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第6号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

大分県警察本部長 平 松 伸 二

第27条中「旅行命令簿（第4号様式）」を「大分県警察旅費システム（職員の旅費に関する事務を処理するためのシステムで、警務部会計課において管理するものをいう。以下同じ。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、システムの障害その他の理由により大分県警察旅費システムにより難しい場合は、旅行命令簿（職員等の旅費に関する条例（昭和26年大分県条例第28号）第4条第4項に規定する旅行命令簿をいう。）によるものとする。

第2号様式から第4号様式までを次のように改める。

第2号様式から第4号様式まで 削除

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第7号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

職員の特殊勤務手当支給規程（昭和54年大分県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

大分県警察本部長 平 松 伸 二

第3条第1項第2号中「第15条第6項及び第7項」を「第15条第7項及び第8項」に改める。

別表の1の項中「及び少年補導」を「、少年補導」に改め、「少年補導職員」の次に「、犯罪被害者等に対する支援作業に従事した職員（警務部広報課に配置されている職員であつて、公認心理師又は臨床心理士の資格を有するものに限る。）及びこれらの作業に伴う通訳の作業に従事した職員（警察本部長があらかじめ指定した職員に限る。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第8号

警 察 本 部
警 察 学 校

警察官の昇任試験等に関する規程（平成4年大分県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

大分県警察本部長 平松 伸二

第18条第5項第1号ウ及び同項第2号ウ中「良好」を「優秀」に改め、同項第3号ウ中「優良」を「優秀」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第9号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察における巡查長の選考に関する訓令（平成5年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

大分県警察本部長 平松 伸二

第4条第2号中「及び警務課長」を「警務部参事監及び警務部警務課長」に改める。
第6条中「警務課」を「警務部警務課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第10号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察本部長の権限に属する事務の一部を委任する規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

大分県警察本部長 平松 伸二

別表第1の2、別表第2の2及び別表第3の2中「第34条」を「第32条」に改める。

附 則
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第11号

警察本部
警察学校
警察署

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程等の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

大分県警察本部長 平松 伸二

（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部改正）

第1条 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第15条第6項」を「第15条第7項」に改める。

第20条第1項第3号本文中「勤務時間は」を「勤務時間は、」に改め、同号ア中「11時間」を「12時間」に、「4時間30分」を「3時間30分」に、「場合にあつては」を「場合にあつては、」に改め、同項第4号アからエまで以外の部分中「11時間」を「12時間」に、「4時間30分」を「3時間30分」に改め、同号ア中「交通機動隊に勤務する職員及び」を「運転免許センター当直及び」に、「交通機動隊に勤務する職員で当直勤務が終了する日が週休日及び休日等の職員、警察学校に勤務する職員並びに」を「及び警察学校に勤務する職員並びに運転免許センター当直及び」に改め、同号ウ中「11時間」を「12時間」に、「午後9時」を「午後10時」に、「午後8時30分」を「午後9時30分」に改め、同号エ中「4時間30分」を「3時間30分」に、「午前7時30分から正午」を「午前6時30分から午前10時」に、「又は」を「に」に従事する職員にあつては午前6時から午前9時30分まで、」に、「午前6時30分」を「午前7時30分」に改める。

第22条第1項及び第2項中「第15条第7項」を「第15条第8項」に改める。
（大分県警察当直規程の一部改正）

第2条 大分県警察当直規程（平成9年大分県警察本部訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「11時間」を「12時間」に、「午後9時」を「午後10時」に、「午前7時30分まで（運転免許センター当直及び）」を「午前6時30分まで（運転免許センターにあつては午後9時30分から翌日の午前6時まで、）」に、「午後8時30分」を「午後9

時30分」に、「午前6時30分」を「午前7時30分」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第12号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

事務職員等の昇任選考審査等に関する規程（平成28年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

大分県警察本部長 平 松 伸 二

第1条中「という。」の次に「等」を加える。

第7条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第2項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 事務職員主査昇任選考審査
第12条を次のように改める。

(選考審査の科目)

第12条 事務職員係長昇任選考審査及び事務職員課長補佐昇任選考審査の科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める科目とする。

(1) 第一次考査 次に掲げる科目

ア 地方自治制度、会計実務、厚生実務及び運転免許実務

イ 警察制度、公務員制度、一般常識及び管理論文

(2) 第二次考査 前号に定める科目

第16条を次のように改める。

(選考審査の科目)

第16条 選考審査の科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める科目とする。

(1) 記述式の筆記試験 第12条第1号イに掲げる科目

(2) 面接試験 前号に定める科目

第19条の次に次の1条を加える。

(上席主幹研究員の職への任命)

第20条 上席主幹研究員の職への任命は、所属長から推薦された主幹研究員の職にある職員について、当該職員の在職年数、年齢及び勤務成績を審査の上、本部長が任命する。別表の事務職員主査昇任選考審査の項を削り、同表の事務職員課長補佐昇任選考審査の項の次に次のように加える。

事務職員主査昇任選考審査	主任・主事 在職3年以上	40歳以上
--------------	-----------------	-------

別表の事務職員主幹昇任選考審査の項中「事務職員主査昇任選考審査」を「事務職員主査昇任選考審査」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の事務職員等の昇任選考審査等に関する規程第7条第1項第1号の事務職員主査昇任選考審査により昇任した職員は、この訓令による改正後の事務職員等の昇任選考審査等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第7条第2項第1号の事務職員主査昇任選考審査により昇任した職員とみなして、改正後の規程別表の規定を適用する。

(警視等の昇任選考審査に関する規程の一部改正)

3 警視等の昇任選考審査に関する規程（平成17年大分県警察本部訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

別表の備考1中「第7条第1項第3号」を「第7条第1項第2号」に、「第7条第2項第3号」を「第7条第2項第4号」に改める。

大分県警察本部訓令第13号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程（令和2年大分県警察本部訓令第26号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

大分県警察本部長 平 松 伸 二

第18条第3項中「種類」を「種目」に、「第6条第1項」を「第6条」に、「車賃、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改める。

(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。